

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月15日
【発行者の名称】	株式会社M J E (M J E Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大知 昌幸
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号大阪センタービル 6 階
【電話番号】	(06) 6253-7701 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹中 洋介
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番 8 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	(03) 3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社M J E https://mjeinc.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第20期 中間連結会計期間	第18期	第19期
会計期間	自2025年4月1日至2025年9月30日	自2023年4月1日至2024年3月31日	自2024年4月1日至2025年3月31日
売上高 (千円)	2,461,055	4,501,813	4,586,387
経常利益 (千円)	90,171	14,177	52,257
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	46,948	18,317	60,515
中間包括利益又は包括利益 (千円)	46,948	18,317	60,515
純資産額 (千円)	394,630	307,506	362,371
総資産額 (千円)	1,926,756	2,228,265	1,822,248
1株当たり純資産額 (円)	349.23	272.12	320.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	50.00 (—)	130.00 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	41.55	16.21	53.55
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.5	13.8	19.9
自己資本利益率 (%)	12.4	6.1	18.1
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	30.8	24.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	74,053	258,845	△101,493
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,668	△8,338	25,485
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△21,201	△130,746	△207,527
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	379,037	614,388	330,853
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	142 〔18〕	125 〔17〕	132 〔19〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は2026年3月期中間期の末日において非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は2026年3月期中間期の末日において非上場であったため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。
4. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期の連結財務諸表についてAmaterasu有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第18期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第20期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、Amaterasu有限責任監査法人の期中レビューを受けております。
5. 2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いましたが、第18期期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。また、第18期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第18期は5.00円、第19期は13.00円となります。
6. 当社は第20期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前の中間連結財務諸表は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ICT事業	99(10)
SS事業	10(3)
全社(共通)	33(5)
合計	142(18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理本部、社長室に属している者であります。

(2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
128(17)	31.6	5.0	4,864

セグメントの名称	従業員数(名)
ICT事業	85 (9)
SS事業	10 (3)
全社(共通)	33 (5)
合計	128 (17)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理本部、社長室に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、円安等による資源価格の高騰や物価高が国内経済に与える影響などがある一方で、外国人観光客増加によるインバウンド需要も増加してきたことから、雇用・所得環境も徐々に改善し、経済活動が正常化に向かう中、堅調な企業業績を背景に設備投資は底堅さを維持するなど、景気の緩やかな回復基調が続きました。

当社グループのICT事業の属する情報セキュリティ及びOA機器の市場におきましては、業務のデジタルシフトへの環境整備からデジタルトランスフォーメーションの領域にまで幅広い関心と、サイバーセキュリティへの対応をはじめとする、オフィスのネットワークインフラ環境の改善需要が高まりを見せ、中小企業においても更なるDX化が進み、情報管理体制強化の観点から情報セキュリティ機器への需要が好調に推移いたしました。

また、SS事業で提供するシェアオフィスの市場におきましては、働き方改革の多様化、スタートアップの増加、大企業のサテライトオフィスとしての利用が増加し、ここ数年で大きく成長しております。また、シェアオフィスを利用するという選択肢が浸透するとともに、資源価格と建設工事費の高騰に伴う固有占有オフィスを借りる際の賃料及び初期コストが高騰していることにより、フレキシブルに利用でき、かつ初期コストを抑えられるシェアオフィスのニーズが高く推移をいたしました。

以上のような事業環境のなかで、当社グループは「ワークプレイスをよりよくすることで企業の成長に貢献する」というミッションのもと、最新の市場動向に注視し、迅速な意思決定による機動力を持って経営推進を行い、更なる企業価値の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高2,461,055千円、営業利益94,992千円、経常利益90,171千円、親会社株主に帰属する中間純利益46,948千円となりました。

当中間連結会計期間におけるセグメント別の取り組み及び経営成績は、次のとおりであります。

(ICT事業)

ICT事業では、情報セキュリティ機器、OA機器を中心としたオフィス関連機器等や、看板型デザイン自販機「bord station（ボードステーション）」の販売に取り組み、経費最適化や業務改善などのワークプレイスにおける様々な課題のソリューションを提供してまいりました。さらに、顧客ネットワークを遠隔監視することで業務の停滞やネットワークトラブルの早期発見を可能にする当社独自サービス「biz-usクラウド（ビズアスクラウド）」のサービス内容拡充と販売促進に取り組んでまいりました。

当中間連結会計期間では、サイバー攻撃の多発に伴い情報セキュリティ対策への需要が拡大したことからUTM（統合脅威管理）等の情報セキュリティ機器の販売が好調に推移するなど、底堅い需要により、堅調に推移いたしました。

その結果、当中間連結会計期間におけるICT事業の経営成績は、売上高2,141,165千円、セグメント利益265,897千円となりました。

(SS事業)

SS事業では、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった経営資源の共有をコンセプトとするシェアオフィス「billage（ビレッジ）」を運営し、固定費最適化や通信インフラなどのワークプレイスにおける様々な課題のソリューションを提供してまいりました。

当中間連結会計期間では、早期の空室対策に取り組むとともに、顧客満足度の向上に努めることで、各施設入居率を高水準で維持いたしました。2018年4月にオープンした第1号店の野村不動産御堂筋本町ビル（大阪）を筆頭に大阪センタービル（大阪）、二宮ビル（渋谷）が対予算を超過し、収益を牽引いたしました。

その結果、当中間連結会計期間におけるSS事業の経営成績は、売上高325,739千円、セグメント利益73,036千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、379,037千円となり、前連結会計年度末に比べて48,183千円の増加となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は74,053千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益88,145千円の計上、減価償却費34,344千円の計上、仕入債務の増加21,359千円、未払金及び未払費用の増加17,544千円、前受金の増加15,307千円により資金が増加した一方、売上債権の増加92,885千円、貸倒引当金の減少10,028千円により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は4,668千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,421千円、無形固定資産の取得による支出1,330千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は21,201千円となりました。これは、長期借入れによる収入130,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出136,511千円、配当金の支払額14,690千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ICT事業	2,141,165	—
SS事業	325,739	—
報告セグメント計	2,466,905	—
調整額	△5,850	—
合計	2,461,055	—

(注) 1. 調整額△5,850千円は、セグメント間の内部売上高又は振替高であります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社オリコビジネスリース	372,614	15.1

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月16日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関しては、以下に記載するとおりです。

(1) 担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1カ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

- a 次の (a) から (c) までに掲げる場合の区分に従い、当該 (a) から (c) までに定める書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合
 - 当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
 - 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
 - 当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
 - b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続または更生手続
- 当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。
- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
 - 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由または同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社およびその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の (a) または (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併またはi からviii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。

⑳ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社または同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、またはその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつた時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社または同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

取引先名	契約名称	契約内容	契約期間
京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社	取引基本契約書	京セラ製品及びこれらに付随する付属品の仕入・保守サービスに関する契約	2015年6月1日から 2016年3月31日まで 以後、1年ごとの自動更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この中間連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当期の財政状態の概況

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べて139,398千円増加し、1,387,717千円となりました。これは主に、現金及び預金が48,183千円増加、受取手形、売掛金及び契約資産が92,885千円増加したことによるものであります。

また、固定資産は、前連結会計年度末に比べて34,889千円減少し、539,038千円となりました。これは主に、建物が20,252千円減少、車両運搬具及び工具器具備品が5,655千円減少、ソフトウェアが8,293千円減少したことによるものであります。

その結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ104,508千円増加し、1,926,756千円となりました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べて94,001千円増加し、1,098,525千円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が21,359千円増加、1年内返済長期借入金が21,450千円増加、未払金が14,747千円増加、未払法人税等が24,662千円増加、前受金が15,307千円増加したことによるものであります。

また、固定負債は、前連結会計年度末に比べて21,751千円減少し、433,601千円となりました。これは、長期借入金が27,961千円減少した一方、資産除去債務が6,209千円増加したことによるものであります。

その結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ72,249千円増加し、1,532,126千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて32,258千円増加し、394,630千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益46,948千円の計上による利益剰余金の増加、剰余金の配当14,690千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 当期の経営成績の概況

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) 当期のキャッシュ・フローの概況

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2025年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年12月15日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,520,000	3,390,000	1,130,000	1,130,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	4,520,000	3,390,000	1,130,000	1,130,000	—	—

(注) 1. 2025年7月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年7月31日で定款の変更を行い、単元株式制度の導入を行っております。

- 2025年7月31日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より9,548,000株減少し、452,000株となっております。
- 2025年7月31日開催の臨時取締役会決議により、2025年8月1日付で1株を10株に株式分割いたしました。これにより株式数は1,017,000株増加し、発行済株式総数は1,130,000株となっております。また発行可能株式総数は4,068,000株増加し、4,520,000株となっております。
- 未発行株式数には新株予約権69,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①第2回新株予約権 (2019年10月31日株主総会決議)

	中間連結会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,900	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	50
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式数(株)	39,000 (注) 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使期間	2021年12月1日～ 2029年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注) 3.	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分(当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。)を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を「新株予約権割当契約書」に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

②第3回新株予約権 (2019年11月29日株主総会決議)

	中間連結会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式数(株)	2,000 (注) 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使期間	2022年1月1日～ 2029年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注) 3.	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していないければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分（当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。）を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を「新株予約権割当契約書」に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

③第4回新株予約権（2025年3月27日株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式数(株)	28,000 (注) 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使期間	2027年4月1日～ 2035年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注) 3.	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していないければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分（当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。）を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を「新株予約権割当契約書」に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月1日（注）	1,017,000	1,130,000	—	67,000	—	12,000

(注) 株式分割（1：10）によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
大知 昌幸	奈良県奈良市	302	26.72
株式会社あやめ家	奈良県奈良市あやめ池北1丁目27番23号	301	26.63
株式会社S H I B U T A N I ホー ルディングス	奈良県生駒市菜畑町2313番地451	300	26.54
M J E 従業員持株会	大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル6F	59	5.22
京セラドキュメントソリューショ ンズジャパン株式会社	大阪市中央区玉造1-2-37	50	4.42
根岸 由次	兵庫県伊丹市	43	3.80
弓場 昭大	鹿児島県鹿児島市	40	3.53
竹中 洋介	京都市右京区	17	1.50
松村 博和	京都府木津川市	6	0.53
小木曾 正人	愛知県稻沢市	3	0.26
計	—	1,121	99.20

(注) 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切捨てしております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,130,000	11,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,130,000	—	—
総株主の議決権	—	11,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、2025年10月15日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場しましたが、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）においては非上場であったため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当社は、2024年4月1日から2024年9月30日までの前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に関する比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、Amaterasu有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	361, 254	409, 437
受取手形、売掛金及び契約資産	764, 888	857, 773
商品及び製品	65, 629	58, 341
仕掛品	892	709
原材料及び貯蔵品	2, 343	2, 364
その他	69, 550	65, 302
貸倒引当金	△16, 239	△6, 210
流動資産合計	1, 248, 319	1, 387, 717
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	256, 229	235, 976
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	36, 337	30, 681
有形固定資産合計	292, 566	266, 658
無形固定資産		
のれん	12, 194	10, 974
ソフトウエア	28, 380	20, 087
その他	2, 647	3, 790
無形固定資産合計	43, 223	34, 853
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 300	1, 300
繰延税金資産	33, 751	33, 664
敷金及び保証金	201, 967	201, 884
その他	1, 120	678
投資その他の資産合計	238, 138	237, 527
固定資産合計	573, 928	539, 038
資産合計	1, 822, 248	1, 926, 756

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	454,915	476,275
1年内返済予定の長期借入金	239,846	261,296
未払金	136,101	150,849
未払費用	2,626	3,173
未払法人税等	16,374	41,036
前受金	31,011	46,319
賞与引当金	76,597	71,814
その他	47,050	47,761
流動負債合計	1,004,524	1,098,525
固定負債		
長期借入金	350,990	323,029
資産除去債務	102,162	108,372
その他	2,200	2,200
固定負債合計	455,352	433,601
負債合計	1,459,876	1,532,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,000	67,000
資本剰余金	4,020	4,020
利益剰余金	291,350	323,609
株主資本合計	362,371	394,630
純資産合計	362,371	394,630
負債純資産合計	1,822,248	1,926,756

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
売上高	2,461,055
売上原価	1,642,550
売上総利益	818,504
販売費及び一般管理費	※1 723,512
営業利益	94,992
営業外収益	
受取利息	480
助成金収入	1,200
その他	1
営業外収益合計	1,681
営業外費用	
支払利息	3,484
支払手数料	2,983
その他	35
営業外費用合計	6,502
経常利益	90,171
特別損失	
固定資産除却損	※2 2,026
特別損失合計	2,026
税金等調整前中間純利益	88,145
法人税等	41,196
中間純利益	46,948
親会社株主に帰属する中間純利益	46,948

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
中間純利益	46,948
中間包括利益	46,948
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	46,948

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前中間純利益	88,145
減価償却費	34,344
のれん償却額	1,219
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△10,028
受取利息及び受取配当金	△480
支払利息	3,484
固定資産除却損	2,026
売上債権の増減額（△は増加）	△92,885
棚卸資産の増減額（△は増加）	7,450
仕入債務の増減額（△は減少）	21,359
賞与引当金の増減額（△は減少）	△4,783
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	17,544
前受金の増減額（△は減少）	15,307
その他	10,765
小計	93,471
利息及び配当金の受取額	479
利息の支払額	△3,452
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△16,445
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,053
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,421
無形固定資産の取得による支出	△1,330
敷金及び保証金の差入による支出	△239
敷金及び保証金の返還に伴う収入	322
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	130,000
長期借入金の返済による支出	△136,511
配当金の支払額	△14,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,201
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	48,183
現金及び現金同等物の期首残高	330,853
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 379,037

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
給料手当	278,908千円
賞与引当金繰入額	62,079
貸倒引当金繰入額	△347

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
ソフトウェア	2,026千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金勘定	409,437千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△30,400
現金及び現金同等物	379,037

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	14,690千円	130.00円	2025年3月31日	2025年6月24日	利益剰余金

(注) 2025年8月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1.	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2.
	ICT事業	SS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	1,985,160	3,447	1,988,608	—	1,988,608
一定の期間にわたり移転される財	156,004	8,447	164,452	—	164,452
顧客との契約から生じる収益	2,141,165	11,895	2,153,061	—	2,153,061
その他の収益	—	307,993	307,993	—	307,993
外部顧客への売上高	2,141,165	319,889	2,461,055	—	2,461,055
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	5,850	5,850	△5,850	—
計	2,141,165	325,739	2,466,905	△5,850	2,461,055
セグメント利益	265,897	73,036	338,933	△243,940	94,992

(注) 1. セグメント利益の調整額△243,940千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸借収入等であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	41.55円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	46,948
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	46,948
普通株式の期中平均株式数(株)	1,130,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含め なかつた潜在株式で、前連結会計年度末か ら重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 当社は、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は2026年3月期中間期の末日において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月15日

株式会社MJE

取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人

東京都渋谷区

指定期間責任社員 公認会計士 福留 聰
業務執行社員

指定期間責任社員 公認会計士 高山 行紀
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社MJEの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MJE及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日まで入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。